



令和6年7月4日

奈良県田原本町

## 日常生活用具給付事業及び難聴児補聴器購入費助成金の 係る所得制限の撤廃

令和6年4月1日に国の子どもの補装具費支給制度の支給判定における所得制限が撤廃されたことに伴い、田原本町では、補装具費支給制度に加え、これまで所得制限があった日常生活用具給付事業及び難聴児補聴器購入費助成金においても所得制限を撤廃し、全ての障がい児について支給対象としました。

### 1. 事案の概要

#### 【従前】

給付の対象となる障がい児の属する世帯に市町村民税所得割の課税額が46万円以上の者がいる場合、支給対象外となり、全額自己負担。

#### 【令和6年4月1日以降】

給付の対象となる障がい児の属する世帯に市町村民税所得割の課税額が46万円以上の者がいる場合であっても、全ての障がい児について、支給対象となる。

#### ○日常生活用具給付事業とは

市町村が行う地域生活支援事業の内、必須事業の一つとして規定。

障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業。対象者は、日常生活用具

## 【報道資料】

を必要とする障がい者、障がい児、難病患者等で、特殊寝台、特殊マットなどの介護・訓練支援用具や、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する自立生活支援用具などがある。（課税状況により自己負担額が異なります。原則 1 割負担）

### ○難聴児補聴器購入費助成金

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に補聴器購入費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発達を支援し、もって福祉の増進に資することを目的とする事業。（基準額の 2 / 3 を助成）

|                                                        |
|--------------------------------------------------------|
| この件に関するお問い合わせ先<br>田原本町 健康福祉課 障害福祉係<br>TEL 0744-34-2090 |
|--------------------------------------------------------|